

郡山市職員特殊健康診断実施要領

平成2年7月24日制定

平成8年4月1日一部改正

平成9年4月1日一部改正

平成10年4月1日一部改正

平成12年4月4日一部改正

平成16年6月21日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年1月26日一部改正

平成28年10月1日一部改正

平成29年10月1日一部改正

平成30年11月15日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和3年8月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

令和8年4月1日一部改正

[総務部職員厚生課]

(定義)

第1条 この要領において「特殊健康診断」とは、次の各号に掲げる健康診断で、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 有機溶剤等健康診断 有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)に定めるものをいう。
- (2) 特定化学物質健康診断 特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)に定めるものをいう。
- (3) 特定業務従事者の健康診断 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に定めるものをいう。

(対象者)

第2条 特殊健康診断の受診対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 有機溶剤業務従事者

(2) 特定化学物質業務従事者

(3) 労働安全衛生規則第13条第1項第3号ヌ、ル又はワに定める業務に従事する者

(実施内容)

第3条 第1条各号に掲げる特殊健康診断は、該当各号に定める法令等の規定に従い実施する。

(実施の方法)

第4条 特殊健康診断は、郡山市が実施機関に委託し、実施する。ただし、歯科特殊健康診断については、福島県歯科医師会に申し込み実施する。(以下、この要領において「実施機関等」とする。)

(受診方法)

第5条 対象者は、あらかじめ配付された問診票に問診事項を記入し、実施機関等で受診する。

(結果報告)

第6条 実施機関等は、各健康診断の結果を市に報告する。

2 郡山市職員安全衛生管理規則(平成3年郡山市規則第7号)に定める総括安全衛生管理者は、各所属長を通じ、検査結果を受診者に通知する。

(事後管理)

第7条 精密検査の対象者は、各自マイナ保険証又は資格確認書を使用し、医療機関で受診する。

(委託料)

第8条 委託料は、1件当たりの単価契約とする。

2 契約単価については、別に定める。

(規定外事項)

第9条 この要領に定めのない事項については、必要に応じこれを定める。

附 則

この要領は、平成2年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 平成29年4月1日からこの要領の施行の日の前日までの間における改正前の第2条の適用については、同条第3号中「労働安全衛生規則第13条第1項第2号」とあるのは、「労働安全衛生規則第13条第1項第3号」と読み替えるものとする。